



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ぶ 環 境 保 全

● 発行 ●
平成28年
7月15日

VOL.
107

【特集】

◆ (一社) 岐阜県産業環境保全協会第五回定時総会

【行政ニュース】

◆ 「岐阜県地球温暖化対策実行計画の
見直しについて」
岐阜県環境生活部環境管理課



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実験等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



エコアクション21
環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

目次

特集	(一社)岐阜県産業環境保全協会 第5回定時総会	2
あいさつ	就任ごあいさつ	岐阜県環境生活部長 桂川 淳	... 6
		岐阜市環境事業部長 浅野 裕之	... 7

行政ニュース	「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直しについて」	岐阜県環境生活部環境管理課	... 8
--------	---------------------------------	---------------	-------

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

「清流の国ぎふ」を支える清掃活動

岐阜県中濃県事務所環境課 ... 12

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「廃棄物を減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり」	中津川市長 青山 節児	... 14
------	----------------------------------------------	-------------	--------

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉		
	「熊本地震」災害義援金	15
	理事会の開催	15
	委員会の開催	16
	青年部会の動向	16
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉		
	第6回定時総会の開催	16
	連合会会長表彰	17
	〈中部地域協議会〉		
	中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議	17
	〈優良産業廃棄物処理業者認定会員紹介〉	18
	〈会員数の状況〉	18
お知らせ	許可の有効期限にご注意	19
	協会への入会のおすすめ	20
	会費の納入は便利な口座振替で	21
	協会報への広告掲載募集	22
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	23
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	24
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	25
	保全協 News について	26
	事務局からのお願い	26
	夏季休業(8月12日(金))について	27
編集後記		28

表紙写真	「白川郷の田植後」(白川村)	フォト飛水 関谷 武夫
------	----------------	-------	-------------

第 5 回定時総会を開催

第 5 回定時総会が、平成28年 6 月24日(金)に岐阜市内の「岐阜都ホテル」において、来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の伝達式が行われました。続いて総会が開催され、最初に関連業界育成等功労・優良品業所・優良従事者の表彰を行い、議事では、平成27年度事業報告、決算報告及び公益目的支出計画実施報告議案が審議され承認されたほか、退任された理事の補欠理事選任案が審議され、原案どおり可決されました。

理事長あいさつ

本日、ここに一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会の第 5 回定時総会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。



理事長挨拶

本日は、公私ともにご多用の中ご臨席を賜りました 岐阜県環境生活部次長の新田 晃様をはじめ、ご来賓をお迎えし、定時総会を開催することができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。また、会員の皆様方には、お仕事のお忙しい中、多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、直接の死者49人、いまだに数千人が避難所に身を寄せておられる熊本地震でお亡くなりになった方々のご冥福と、一日も早い被災からの復興をお祈りいたします。中部 4 県協会です並びを揃えて被災地支援を

と、その会長・理事長で申し合わせもいたしまして、当協会は、去る 5 月24日の理事会で、災害義援金30万円を送ることを決定いたしました。そして、5 月31日、これを中日新聞社会事業団岐阜支部に寄託させていただきましたので、ご報告申し上げます。

さて、景況判断あるいはアベノミクスの効果ということにつきましては、まさにこのたびの参議院議員選挙の争点となっておりますが、産業廃棄物処理業界にとって、今年は、何と云っても、廃棄物処理法の 5 年ごとの見直しの始まる年に当たります。全国産業廃棄物協会（全産連）では、都道府県協会からの意見を集約して、「廃棄物処理法等の見直しに関する意見」として練り上げました。この要望書は、3 月31日に、全産連の永井法制度対策委員会委員長（愛知県協会の会長）から環境省の鎌形廃棄物・リサイクル対策部長に手渡されております。

その要望事項は、廃棄物の区分や品目分類についての、地方公共団体の判断による指定制度といった独自提言のほか、処理施設設置の規制緩和、優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充など29項目であります。今後、法律の見直し作業が進む中で、当協会としても、全産連やその中部地域協議会での一致団

結という形で、法律改正の中に業界の意見が一項目でも多く盛り込まれるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、最近の産業廃棄物処理業界をめぐる出来事に目を向けますと、今年1月に発覚した廃棄食品転売事件は、業界全体に暗い影を落としました。この事案は、ごく一部の悪質な事業者によるものとされつつも、業界が抱える数々の課題を浮き彫りにしました。適正処理はもちろん、排出者責任、適正価格、優良な事業者を選択しやすい制度、情報開示などであります。行政はもちろん、全産連としても再発防止策の策定等対応しており、当協会では、全国に先がけてこの3月に、岐阜県との共催による法令講習会を開催し、業界や食品製造会社に排出者責任をアピールいたしました。

この産廃処理業者・ダイコーの、東海3県内6箇所にも不適正保管されていた食品廃棄物は、ダイコーの事実上の破綻のもとで、各県の指導により、排出事業者による回収が進められてきました。このうち、愛知県では、50社により、当初の計8,900立方メートル中、730トンが回収されましたが、県は、排出事業者が特定できず、最終的に残存見込みの4,765立方メートルについて、「夏場を迎えて、周辺環境への影響が懸念される」として、この6月8日に撤去を開始されました。稲沢市や愛知県産業廃棄物協会、廃棄物処理業者が無償協力するため、撤去のために投入される公費は、当初見込んだ2億5,000万円以上から約4,000万円に圧縮できたと発表されております。

私は、常々、産業廃棄物の適正処理の重要性や産廃処理業者が果たしている役割について、社会からもっとご理解いただくため、効

果的な取組みはないものかと考えております。

その一つとして、平成27年度は、5月から6月にかけて、延べ13日にわたり、協会会員延べ120人に、地元自治会、岐阜県、美濃加茂市のご協力を得て、計300人体制で、美濃加茂市内の資材置き場に不法投棄されていた産業廃棄物の撤去奉仕活動を行いました。撤去量は、当初の想定を上回って約950立方メートルとなり、その年の3月に行った分と合わせると、約1,200立方メートルに及びます。

今回は、分別・搬出等に必要な機材を会員企業から持ち寄り、廃棄物の処分についても会員企業の多大なるご協力を得ました。地元紙などに記事が掲載されたり、知事感謝状を頂戴したりと、地域の生活環境の向上に目に見える貢献をすることができ、また、産業廃棄物の適正処理に対する社会的関心を高めることができた、と自負しております。ご参加いただいた会員の皆様に、深く感謝申し上げます。

今回の経験から、私は、今後、当協会がこうした地域の生活環境向上の活動を継続的に行っていくには、県・市・地域住民との恒常的な協力体制が不可欠ではないかと考えています。例えば、産業廃棄物の不法投棄監視パトロールを、行政と県協会が一緒に行っている府県も沢山あります。新たな不法投棄は、警察等の介入により減っているものの、過去の痕跡はそのままの状態が残っています。当協会は、その規模にかかわらず積極的に対応しますが、県・市・土地所有者等もしかるべき費用負担のもとに一緒に取り組んでいただけるような仕組みはできないものかと考えているところです。

さて、本日は、平成27年度の事業報告及び決算の審議をお願いするとともに、理事の選

任を行っていただくこととしております。慎重審議のうえ、適切なお指導を賜りますようお願い申し上げます。

総会後には、引き続き、懇親会を用意しております。是非、ご参加いただき、会員相互の情報交換の場としていただければ幸いです。

最後になりましたが、会員の皆様並びに協会のますますの隆盛と末永い発展をお祈りいたしまして、私の挨拶といたします。

関連業界育成等功労・優良事業所 ・優良従事者の表彰

総会では、理事長挨拶に続いて、平成28年度理事長表彰〔関連業界育成等功労・優良事業所・優良従事者〕の表彰式が行われ、受賞者及び受賞事業所に、粥川理事長から表彰式と記念品が手渡されました。

受賞をされました方々は、次のとおりです。

○関連業界育成等功労

傍島 壽一 岐阜県鋳物工業協同組合理事

○優良事業所

株式会社マルエス産業

株式会社カンチ

○優良従事者

山田 輝幸 株式会社山田林業 代表取締役

河野 勝二 有限会社河野組 代表取締役



受賞者の皆様

濱岡 直彦 株式会社大地 代表取締役
太田 一馬 株式会社フィルテック 班長
藤田 量敏 株式会社フィルテック 課長
橋本 宏美 株式会社粥川商店 経理担当
永田 裕司 丸石株式会社 部長代理

来賓祝辞

総会では、理事長表彰に続いて来賓の新田晃岐阜県環境生活部次長から祝辞をいただきました。また、岐阜市長細江茂光様、(公社)全国産業廃棄物連合会会長石井邦夫様、同中部地域協議会会長永井良一様からの祝電を披露しました。

議 事

祝辞後、議事に移り、株式会社研木村代表取締役社長木村順一氏を議長に選出し、最初に「第1号議案 平成27年度事業報告について」、「第2号議案 平成27年度決算について」及び「第3号議案 公益目的支出計画実施報告について」が一括審議され、いずれも原案のとおり可決承認されました。

続いて、「第4号議案 理事の選任について」が審議され、異議無く原案のとおり可決承認されました。



議案の審議状況

○選任された理事

・足立 昌哉

- (正会員) 大王製紙(株)可児工場
- ・伏見 典郎
- (正会員) 丸硝(株)
- ・伊藤 誠紀
- (特別会員) 岐阜県産業環境保全協会

感謝状贈呈

また、議事終了後、退任される役員で、協会の運営に大きな功績のあった川合秋男前理事及び長谷部政行前専務理事に対し、5月24日の第1回理事会での決議に基づき粥川理事長から感謝状及び記念品の贈呈が行われました。



感謝状の贈呈

なお、総会終了後には、佐藤武彦岐阜県議会副議長、永井良一全産連中部地域協議会長(愛知県産業廃棄物協会会長)をはじめ、静岡県、愛知県、三重県の産業廃棄物協会の役員を来賓に迎え、懇親会が開催され、会員の皆様の



懇親会に出席いただいた来賓の皆様



懇親会で中締めを行う青年部会員交流が行われました。

知事表彰

平成28年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の伝達が、第5回定時総会の開会に先立って、新田晃岐阜県環境生活部次長から行われました。

○知事表彰受賞者

木村 順一 株式会社斫木村 代表取締役

記念品贈呈

知事表彰を受賞された木村順一氏に、当協会からの記念品が粥川理事長から贈呈されました。



木村氏への知事表彰伝達

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 桂川 淳

本年4月の異動により、岐阜県環境生活部長に就任した桂川でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県では、古来より豊かな森を源とする「清流」が里や街を潤し、私たちに安らぎと豊かさをもたらすとともに、美濃和紙などの匠の技を磨き、伝統文化を育んできました。平成27年度には清流長良川を、人が管理することで資源や環境などの価値を生み出す連鎖を「長良川システム」と称し、その象徴として「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。

そして本年度は、一つ目に「ひとを育む、ひとにやさしい社会を作る。」二つ目に「しごとをつくる。」三つ目に「岐阜に呼びこむ・まちの魅力をつなぐ。」そして四つ目に「安全・安心をつくる」という4本の柱を中心に「清流の国ぎふ」創生を本格展開いたします。

廃棄物行政の推進についても「第2次岐阜県廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の形成を目指し、県民協働による3R(発生抑制(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle))の推進や環境美化運動の推進、廃棄物の不適正処理に対する監視体制を確保し、不適正処理の早期発見・早期措置に努めていますが、計画の実効性を高め、目標達成に努力することが、「清流の国ぎふ」創生の理念にかなうことであり、県民、事業者及び行政が自主的にそれぞれの立場でその責務を果たすことが重要であると考えます。会員の皆様におかれましても、資源の循環利用と廃棄物の適正処理について、これまで以上にご協力お願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜市環境事業部長 浅野 裕之

本年4月の人事異動により、岐阜市環境事業部長に就任いたしました。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より本市の産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月14日以降に発生した熊本地震により、熊本県・大分県を中心に甚大な被害がありました。被災された皆様に対し心から御見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

発災後、本市も熊本市へ職員を派遣し、災害廃棄物処理(収集運搬)の支援活動を行ってまいりましたが、日常の生活ごみや壊れた家財等だけでなく、建物の解体・修理などにより大量に発する災害廃棄物の迅速な処理は、被災地の早期復興には不可欠であります。

我々の地域でも大規模災害の発生が懸念されておりますが、廃棄物処理に関わる皆様におかれましては、専門家として持てる知識と技術を最大限に活かし、重要な役割を担っていただくことが期待されるところであります。

また、本年1月に判明した食品廃棄物不正転売事件では、排出事業者の認識不足はもちろんのこと、とりわけ処理業者自らが産業廃棄物管理票(マニフェスト)を偽造し、産業廃棄物の適正処理を担保するシステムを根幹から揺るがした事態を残念に思います。

今後は当該事件を踏まえ、行政と業界が一致協力して制度の遵守を徹底し、より一層厳格な体制で廃棄物の適正処理を推進していくことが求められるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、廃棄物の適正処理は、私たちの日々の暮らしや経済活動にとって避けて通ることができない重要事項であります。会員の皆様におかれましては、健全な事業運営を図られるとともに、国や自治体の施策に対し一層の御協力をお願いいたします。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

岐阜県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の見直しについて

岐阜県環境生活部環境管理課

当計画は、平成2年度を基準年度とした温室効果ガス排出量の中長期削減目標、目標達成に向けた取組みを示すもので平成23年に策定しました。

当計画では、中期削減目標年度に至る中間年度である平成27年度に計画策定後の状況変化に応じてその内容を見直すこととしており、今般、これまでの温室効果ガス排出量の推移や増減の要因を分析した上で、中間年度における中期削減目標の設定について検討するとともに、改めて温室効果ガス排出削減等に関する取組みを示しました。また、新たな項目として、気候変動の影響への「適応」に対する対応について示しました。

温室効果ガス排出量の推移及び増減の要因分析

岐阜県の平成24年度の温室効果ガス排出量は 1,594万トン-CO₂ であり、基準年度である平成2年度と比較して9.2%減少しました。また、同年度の森林による二酸化炭素吸収量は120万トン-CO₂ であり、これを踏まえると平成2年度比16.0%減少となります。

温室効果ガス排出量及び森林吸収量の推移(単位:万トン CO₂)

		平成2年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度*	増減率 (平成2年度比)
二酸化炭素	産業部門	611	478	476	426	-30.2%
	業務部門	171	242	246	245	+43.1%
	家庭部門	208	303	311	315	+51.3%
	運輸部門	412	359	351	341	-17.1%
	工業プロセス部門	125	110	102	101	-19.4%
	廃棄物部門	34	44	68	68	+96.5%
	計	1,562	1,536	1,555	1,496	-4.2%
その他の温室効果ガス		193	95	96	98	-49.3%
排出量 合計		1,755	1,631	1,651	1,594	-9.2%
森林吸収量			▲123	▲123	▲120	
排出量 吸収量		1,755	1,508	1,528	1,474	-16.0%

*温室効果ガスの排出量が確定している直近の年度

二酸化炭素の部門別排出量の増減要因は以下のとおりです。

○ 産業部門

産業部門では、製造業のエネルギー消費量の減少による影響が最も大きくなっています。岐

岐阜の製造品出荷額は、リーマンショックや東日本大震災等の日本全体の経済への影響もあり、平成21年以降から大きく減少しており、こうした生産量の減少によってエネルギー消費量も減少し、産業部門全体の排出量の減少につながったと考えられます。

○ 業務部門

業務部門の排出量の変化は、事務所・ビルやホテル・旅館の延床面積の変化が大きな影響を与えています。また、消費エネルギー構成の変化をみると、石油が減少に、電力が増加に大きく影響しており、暖房等に使用するエネルギー源が石油から電力に変化していることが考えられます。

○ 家庭部門

家庭部門では、電力のエネルギー消費量の増加による影響が最も大きくなっています。県内における平成24年度の電力消費量は平成2年度の約1.6倍となっています。平成12年には「省エネルギーラベリング制度」が導入されるなど、家電製品のエネルギー消費効率は年々改善されているものの、世帯数の増加や家電製品の普及率の増加、さらに、世帯あたりの家電製品保有数量の増加などにより、世帯あたりの電力消費量が増加したことが要因として考えられます。

○ 運輸部門

運輸部門の排出量は、鉄道よりも自動車の影響が大きく、特に、軽油消費量の減少が大きく影響しています。車種別の軽油消費量をみると、貨物車両が全体の約9割を占めています。岐阜県の平成24年度の貨物車両数は平成2年度より約30%減少しており、貨物車両台数の減少が軽油消費量の減少につながっていると考えられます。

○ 工業プロセス部門

工業プロセス部門では、石灰石及びドロマイトの使用量が減少したことで排出量も減少しています。

○ 廃棄物部門

廃棄物部門については、産業廃棄物のうち、廃プラスチックの焼却量の増加が排出量の増加に大きく影響しています。

温室効果ガス排出量の中期削減目標の設定

温室効果ガス排出量の中期削減目標は、平成32年度までに平成2年度比20%削減することを平成23年の当計画策定時に設定しました。

前述のとおり、今般の見直し時点では平成2年度比16%削減であり、目標に到達していないことから、引き続き平成32年度までに平成2年度比20%削減することを目標として設定することとしました。

温室効果ガス排出削減等に関する取組み

平成23年の当計画策定時に示した方針に基づく取組みの継続を基本として、5つの取組方針と方針ごとの取組みを示しました。

特に、温室効果ガスの排出量が平成2年度から著しく増加している家庭部門に対する取り組みを重点的に行うこととしました。

取組方針(1) 次世代エネルギーの利用促進

- 基金等を活用した次世代エネルギーの導入促進
- 次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる支援
- 次世代エネルギーパークを核としたPRの推進
- 電気自動車・燃料電池車の率先導入、普及啓発
- EV・PHVの普及促進
- 燃料電池車の普及促進
- 小水力発電の整備推進

取組方針(2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供

- ライフスタイルを変えることへの動機付けとなる機会の提供(家庭部門に対する重点的な取組)

専門の診断士が家庭ごとのエコな取組のポイントを診断する「うちエコ診断」、商業施設などに集まり家庭での空調利用を削減する「クールシェア・ウォームシェア」などの実施により、地球温暖化防止のために県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことへの動機づけとなる機会を提供する取組みを行います。

- 地球温暖化に関する出前講座の実施
- 地球温暖化防止に関する知識の普及啓発
- 家庭ごみの減量化の推進
- 環境物品の調達の推進
- グリーン購入の推進
- ゼロエネルギーハウスの普及促進

取組方針(3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援

- 条例に基づく削減計画書、実績報告書等の徹底
- 中小企業の温室効果ガス排出削減対策の支援
- 県試験研究機関における調査研究等の実施
- 地球温暖化防止に貢献する農業の普及促進
- 家畜の排せつ物の適正管理の指導
- フロン排出抑制法の適切な施行

取組方針(4) 地域環境の整備及び改善

- 総合的な渋滞対策の推進
- 自家用自動車への依存度の緩和
- 公共交通機関が利用されやすい環境の整備検討
- 自転車利用の促進
- 建築物の温室効果ガス排出削減対策の促進

- 住宅の環境性能の向上
- 地域の緑地の整備

取組方針(5) 森林の整備と新たな環境価値の創出

- 森林の吸収源機能の維持
- 企業との協働による森林づくりの推進
- カーボン・オフセットの取組みの推進
- オフセット・クレジット希望事業者への助言等
- オフセット・クレジットの域内調達の仕組みの構築

気候変動の影響への「適応」に対する対応

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が作成した最新の報告書において、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いことを指摘しています。

また、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候変動をもたらし、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることも指摘しています。

このため、気候変動の影響に対処するために、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

国は、平成27年に「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。その概要は以下のとおりであり、岐阜県においても、国の計画を参考にしながら、県の適応計画の策定を検討していくこととしました。

「気候変動の影響への適応計画（平成27年11月閣議決定）の概要

【適応策が求められる分野】

- | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 農業、森林・林業、水産業 | <input type="radio"/> 水環境・水資源 | <input type="radio"/> 自然生態系 |
| <input type="radio"/> 自然災害・沿岸域 | <input type="radio"/> 健康 | <input type="radio"/> 産業・経済活動 |
| <input type="radio"/> 国民生活・都市生活 | | |

【適応策の検討・実施】

観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じて見直す。

「清流の国ぎふ」を支える清掃活動

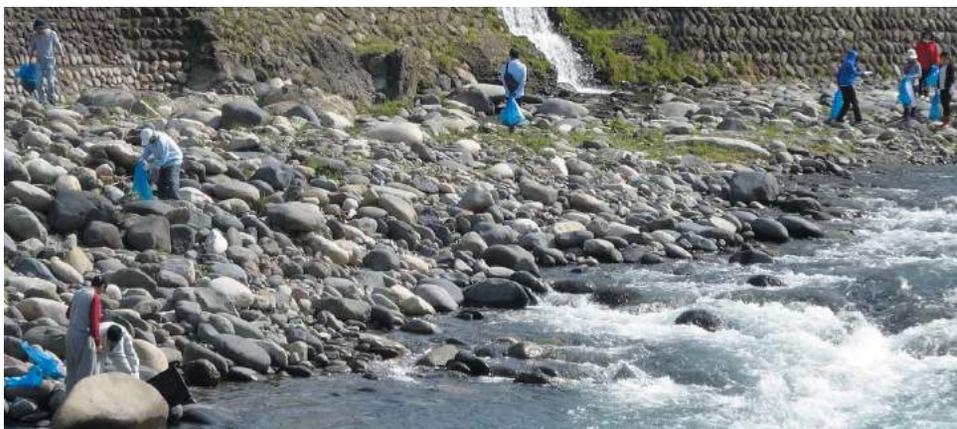
岐阜県中濃県事務所環境課

中濃県事務所の所管地域は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、関市、美濃市、郡上市の3市からなっています。その面積は約1,620km²と、岐阜県全体の約15%を占めています。

当地域の南部には、平野が広がるものの、その他地域の大半はいわゆる山間部が占めており、日本三大清流の一つである“長良川”の水と、その沿岸に広がる田畑と山、その豊かで広大な自然に恵まれた、県内でも屈指の風光明媚な地域です。

産業面では、農林業のほか、南部の平野部では製造業も盛んです。とりわけ包丁・剃刀等においては、日本のみならず、世界に通ずる知名度を誇っています。また、地域の清らかで豊富な水を利用して、美濃和紙や関の刃物、郡上本染といった伝統産業が古くから受け継がれ現代に息衝いており、今後、その技の継承と更なるブランド力の向上が期待されています。

昨年11月、“本美濃紙”が日本を代表する手漉(てすき)和紙技術の一つとしてユネスコの『世界無形文化遺産』に登録されました。また、12月には、長良川における人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連したいわゆる“里川”のシステムが世界に認められ、“清流長良川の鮎”が国連食糧農業機関(FAO)の『世界農業遺産』に認定されました。まさに中濃県事務所の所管地域は、清流の国ぎふの中心をなす地域と言っても過言ではないかも知れません。



《吉田川における清掃活動》



こうした状況の中、清流の国ぎふ憲章にもある「伝～ 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます～」に繋がる取り組みとして、地元市民や自治会、企業、業界団体、学校、病院、各種クラブ、公的機関などにより行われている地域の清掃活動(美しいふるさと運動)について、ご紹介します。

関市、美濃市、郡上市の3市内においては、平成27年度中に、県事務所把握分だけでも述べ2万6千人以上、合計170回以上の清掃活動が行われました。この活動により河川、用水路、路上を中心に、空き缶約1,543kg、可燃ごみ約23,298kg、不燃ごみ約9,154kg(合計約33,995kg)の廃棄物を回収しました。実施主体は地元自治会や企業・業界団体によるものが多く、地域の環境美化に少しでも貢献しようとする熱意が窺われます。その他、ロータリークラブや老人クラブ、地元の小学生や中学生、高校生、スポーツ少年団、PTA、カルチャークラブ、病院職員、自治体職員等々、いろいろな立場の人が清掃活動を通じて自分たちの暮らす地域をより良い地域にしたいという想いが窺われる結果となりました。また、時期的には、夏祭りやアユ釣りなどの観光シーズンを中心に、春から夏にかけて多くの清掃活動が実施されており、この地域を訪れる観光客の皆様方をごみのない街で迎え入れたいという、おもてなしの心遣いを感じ取れます。

地元自治体では、特に祭りなどの行事の際に環境美化等の啓発を行っていますが、特に清掃活動の実施の直接的な呼びかけはしていないようで、上記以外にも把握していない草の根の清掃活動は数多く行われているようです。

地域の方々の環境美化意識は高く、これら地元住民らによる地道な清掃活動により、“清流の国ぎふ”づくりは支えられています。



わがまちの環境保全と対策



「廃棄物を減らし、限りある資源を
好循環させる地域づくり」

中津川市長 青山 節 児

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から生活環境の保全活動並びに産業廃棄物の適正な処理、再生利用に向けた各種取組みに格別のご指導とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

合併12年目を迎えた中津川市は、岐阜県の南東部に位置し、長野県に隣接する山間のまちで、面積は琵琶湖とほぼ同じ676km²、人口約81,000人の豊かな自然に囲まれた中核都市です。

県内でも有数の工業製品出荷額を誇る製造業、全国に知られる銘菓「栗きんとん」などの和菓子、ミネラル野菜などの農業、飛騨牛などの畜産業、東濃ひのきを材とした建築業・木工業、そして雄大な自然を活かした観光業など様々な個性ある産業を併せ持つまちで、古くから中山道の宿場町として、行き交う人々の交流の中で商業が興り、また交流がもたらす街道文化により今日まで発展してまいりました。また将来に向けては、平成39年のリニア中央新幹線の開業を見据え、特にリニア岐阜県駅と車輛基地が設置されるリニアのホームタウンとして新たな時代の交通の要衝、産業のまちとしての役割に期待が膨らんでいるところです。

こうした私たちの身の回りを取り巻く環境と社会動向の変化や多様化、複雑化する環境課題を踏まえ、今後10年間の良好な環境の保全と創出に関する環境施策の指針となる「第三次環境基本計画」を平成28年3月に策定いたしました。

先人たちによって守り受け継がれてきた豊かな自然環境を次世代に良好なかたちで継承していくために、「自然共生地域づくり」、「循環型地域づくり」、「低炭素型地域づくり」、「安全安心な環境づくり」、「環境保全に向けた人づくり」を5つの柱として掲げ、その方針に沿った各施策を総合的、計画的に進めていくものです。

柱の一つである「循環型地域づくり」では、とりわけ廃棄物の減量化に向けた取組みが急務となっています。

今後は環境への負荷低減はもとより、廃棄物の適正処理に必要な施設整備や処理経費の削減、最終処分場の延命化を図るために一層の廃棄物の減量化と3Rの推進に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに協働してその実現に努めていくことが求められており、普及啓発活動のほか、減量に繋がる様々な施策を市民・事業者の理解を得ながら積極的に推進してまいります。

引き続き廃棄物行政において貴協会のご指導とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様の健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

〈一社〉岐阜県産業環境保全協会

○「熊本地震」災害義援金

平成28年5月24日に開催した平成28年度第1回理事会において、熊本地震被災地に対する支援として、30万円の災害義援金を送ることを決定しました。5月31日に粥川理事長と伊藤専務理事代行が、中日新聞社会事業団岐阜支部を訪れ、30万円の災害義援金を寄託しました。



災害義援金の寄託

○理事会の開催

「第1回理事会」

平成28年度第1回理事会が、平成28年5月24日(火)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度全国正会員会長・理事長会議(2月26日開催)
- 平成27年度第2回中部地域協議会会長・理事長会議(3月9日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度第2回中部地域協議会全体会議(3月9日開催)

- 中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議(5月11日開催)

(2) 委員会報告

•総務委員会

平成28年度第1回委員会(4月22日開催)の審議結果

•研修指導委員会

平成28年度第1回委員会(4月22日開催)の審議結果

•広報編集委員会

平成28年度第1回委員会(4月21日開催)の審議結果

•適正処理委員会

平成28年度第1回委員会(4月21日開催)の審議結果

(3) 青年部会報告

- 役員会(2月18日、3月22日、4月14日、5月13日開催)

- 第13回定時総会(4月14日開催)

続いて、次の6議案について審議が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成27年度事業報告について

第2号議案 平成27年度決算について

第3号議案 公益目的支出計画実施報告について

第4号議案 第5回定時総会の開催について

第5号議案 委員会委員の選任について

第6号議案 平成28年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について

次に、「理事の選任について」、「感謝状の贈呈について」及び「熊本地震被災地に対する支援について」協議が行われ、いずれも原案のとおり可決承認されました。

また、「その他」の事項として、「会員の状況」及び「協会事務局の夏季休業」について報告があり、それぞれ了承されました。



第1回理事会

○委員会の開催

平成28年4月21日(木)

- 第1回広報編集委員会を開催し、平成28年度事業計画、協会報第107号、協会要覧(平成28年度版)の編集方針等について協議を行いました。
- 第1回適正処理委員会を開催し、平成28年度事業計画、巡回指導・パトロールの実施、電子マニフェスト操作研修会の実施等について協議を行いました。

平成28年4月22日(金)

- 第1回総務委員会を開催し、平成28年度事業計画、労働安全衛生研修会の実施等について協議を行いました。
- 第1回研修指導委員会を開催し、平成28年度事業計画、法令等研修会の実施、先進的処理施設等の視察研修会の実施等について協議を行いました。

○青年部会の動向

- 第13回定時総会(4月10日開催)

岐阜市内の「グランヴェール岐山」で、多数の部会員の出席を得て開催され、平成27年度事業報告及び決算並びに平成28年度事業計画及び予算が原案どおり承認されたほか、役員の補充が行われました。

- 役員会(5月13日開催)

今年度開催事業や熊本地震に対する支援について協議を行いました。

- 役員会(6月10日開催)

災害復興支援チャリティーについて協議を行いました。

- 全産連中部ブロック総会(5月18日開催)

平成28年度総会が静岡市内で開催され、平成27年度事業報告及び決算並びに平成28年度事業計画及び予算が承認されました。また、総会終了後は懇親会が開催され、各県からの参加者の交流が図られました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○第6回定時総会の開催

平成28年6月17日(金)に、(公社)全国産業廃棄物連合会の第6回定時総会が、東京都内の「明治記念館」で開催されました。総会では、次の議案及び報告事項が審議され、全ての案件が全会一致で可決承認されました。

当協会からは、粥川理事長、伊藤専務理事代行が出席しました。

第1号議案 平成27年度事業報告並びに平成27年度決算案承認の件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

(報告事項)

- 1 平成28年度事業計画に関する件
- 2 平成28年度収支予算に関する件

○(公社)全国産業廃棄物連合会会長
表彰

第6回定時総会の席上において、廃棄物処理業務功労者等に対する平成28年度(公社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。

当協会の会員からは、次の方々が受賞されました。

○功労者表彰

(有)丸武産業 代表取締役 杉下 武夫 様

○地方功労者表彰

(有)丹羽建材 代表取締役 丹羽 武 様

○優良事業所表彰

(株)佐合木材 様

○地方優良事業所表彰

(株)山田林業 様

丸硝(株) 様

○優良従事者表彰

山口 孝子 様 (株)フィルテック

太田 多朗 様 中部浄化工業(株)

森 一平 様 小塚メタル(株)

理事代行が出席しました。

(当協会以外の岐阜県関係の出席者)

・第四管区海上保安本部 刑事課

大谷 芳夫 第二捜査係長

・岐阜県環境生活部 廃棄物対策課

川田 裕司 課長補佐兼監視指導係長

・岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導課

篠田 桂一 課長

真鍋 章宏 副主幹

〈中部地域協議会〉

○中部四県「産業廃棄物不法処理防止
連絡協議会」合同会議

中部地域協議会の主催で、平成28年5月11日(水)に、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議が、静岡市内のホテルで開催されました。会議には、環境省中部地方環境事務所、中部四県の県・政令市廃棄物担当課、海上保安本部の関係者及び中部地域協議会・県協会関係者が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点、取組状況等について熱心に意見交換を行いました。

当協会からは粥川理事長、鈴木副理事長、丹羽副理事長、堀適正処理委員長、伊藤専務



優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

（平成28年4月から平成28年6月までに届け出のあった分）

会 員 名	住 所	電 話	認定・確認年月日	許可区分
ケイナンクリーン ^(株) 代表取締役社長 近 江 則 明	恵那市岩村町富田2535番 地の1	(0573) 43-4122	平成28年3月1日	岐阜県 収集運搬 産廃処分 特別管理産廃 収集運搬
丸硝 ^(株) 代表取締役社長 堤 俊 彦	大垣市荒尾町674番地	(0584) 91-4756	平成28年4月15日	岐阜県 産 廃 処 分
^(株) フィルテック 代表取締役 澤 田 裕 二	可児市広見1丁目47番地	(0574) 62-2121	平成28年5月16日	岐阜県 収集運搬 産 廃 処 分

（認定年月日順）

会員数の状況

正 会 員	2 9 8
賛 助 会 員	6 2
特 別 会 員	2
合 計	3 6 2

（平成28年6月30日現在）

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了6ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

＜ 協会への入会のおすすめ ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入 会 金 正 会 員 10,000円

◎ 会 費 正 会 員 月 額 10,000円
 賛助会員 年 額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

- 銀 行 (十六・大垣共立)
- 信 用 金 庫 (岐阜・大垣西濃・関・東濃・八幡・高山)
- 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
- 農 業 協 同 組 合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
- 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
- ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058(272)9293

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金 ()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円 (30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円 (50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円 (20,000円)

- 注 1 1 / 2 ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)
 2 4 回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉 —— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成28年6月30日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	3,417
収集運搬業者	262
処分業者	146
合 計	3,825

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社) 全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送	払込No
方法	窓口	現金
整 理		

電 話 番 号 _____

FAX番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2016.6

保全協Newsについて

平成28年4月13日(第166号)、5月18日(第167号)及び6月6日(第168号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(166号)

- 1 平成28年度第1四半期セーフティーネット保証5号の指定業種について
- 2 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 3 「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」の送付について

(第167号)

- 1 平成28年度産業廃棄物処理実務者研修会(基礎コース)の開催について
- 2 平成27年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について
- 3 平成28年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について
- 4 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進に向けた協力について
- 5 歯科医療機関及び農家に退蔵されている水銀使用製品の回収促進に向けた協力について

(第168号)

- 1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 2 指定廃棄物の指定解除に伴う産業廃棄物管理票等の取扱いについて
- 3 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)」について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

夏季休業(8月12日(金))について

旧盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも事務所を閉じさせていただきます。

今年の場合は、8月12日(金)を夏季休業日とさせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。



委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務 剛児 川合 雅和 野々村 清

編集顧問

大野 安一

編集後記

第107号の原稿締め切り期限が迫ってきた6月中旬の頃、新聞、テレビ、週刊誌などで連日報道されていたニュースがありました。7月の参議院選挙にも影響するとあって東京都議会与党の自民党、公明党をはじめ野党の民進党や共産党など全国民が異常なほど関心を示して、その帰趨について論断されていました。

言わずと知れた東京都知事の公私混同、政治資金流用疑惑に関連する知事の進退問題であります。少しオーバーに言えば、日本中がこの話題に熱中していたように思われました。しかし、本来は日本の命運を決するような大問題ではなく、過去にもよく見られた事件でいつもながらの「政治と金」のお話であります。

なぜ、これほど話題となったのでしょうか。対象となった個人の風貌、性格、経歴から醸し出される権力者が次々とその実態を明らかにされて追い詰められ、最後はきっと破滅していくであろうと推測される物語に興奮したからではないでしょうか。

案の定、この原稿を書き終わって翌日事務局にメールしようとした、将にその日の午後、打ち首より名誉ある切腹を選んだという報道がテレビに流れました。これは決して江戸時代の話ではなく、テレビのある平成の時代の話であるから驚かされます。

正義を解説する有識者や街中の臨時評論家も異口同音に「納得しない」と力説していました。確かにその地位と立場から考えて、一般市民の常識から外れたところはあったでしょうが、果たしてそれほど憎むべき所業であったであろうか、むしろお金に対する人間の弱さを見た思いであります。時代劇の悪代官とヒーローの物語なら面白い話ですむことだが、現実の政治の話ともなれば私たちの生活にいろいろと影響してくるでありましょう。

では、なぜこれほどこじれてしまったのでしょうか。その本質は「嘘(うそ)」にあると思います。初めから真実を話し、その過ちを反省することで問題は解決できたのではないのでしょうか。孔子先生も【過(あやま)ちては則(すなわ)ち改(あらた)むるに慚(はばか)ることなかれ】と教えられています。

古来、嘘に関することわざが沢山あります。嘘は悪い、ということわざも多いが、意外と嘘も良い、ということわざもあることに気付きました。いくつか挙げておきますのでその意味をお考えください。

[言葉の宝石]

嘘から出た実(まこと)、多くの真実のことはが冗談の中にある、嘘の世の中、冗談から本(ほん)真(ま)、嘘が実を引く、嘘つきは泥棒のはじまり、嘘つきは盗人の苗代、嘘にも種がいる、嘘を言えば地獄へ行く、嘘八百、人間万事嘘の世の中、嘘で固めて浮気でこねる、嘘をつかねば仏になれぬ、うそも方便、うそは日本の宝、ウソをつくとお腹に竹が生える、うそをつくとも魔様に舌を抜かれる、(ことわざ格言集・文学博士寺川喜四男編より) 記 大野 安一

平成28年7月15日発行

第107号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク



BtoBに特化した環境産業総合見本市

びわ湖環境

BIWAKO BUSINESS MESSE

ビジネスメッセ2016

「びわ湖環境ビジネスメッセ2016」10月開催

～ BtoBに特化した環境産業見本市が今年も開催！ ～

環境ビジネスの最前線、
さらにその先へー

「びわ湖環境ビジネスメッセ2016」10月開催

～ BtoBに特化した環境産業見本市が今年も開催！ ～

環境産業見本市のバイオニアとして歴史を重ね、今年で19回目を迎える「びわ湖環境ビジネスメッセ2016」が、10月21日（水）から3日間開催される。

全国各地から出展者が集結し、エネルギー、リサイクル、エコプロダクツなど環境ビジネスに関する幅広い分野での製品・技術・サービスが一堂に展示され、出展者と来場者との間で活発な商談が行われる。

今年は新たな趣向として、「日本で躍動する最先端エネルギー技術」と題し、自動運転や水素、ワイヤレス給電など、最先端エネルギー関連の製品や技術に特化した企画展示ゾーンが設置される。また、毎年好評の多彩なテーマによるセミナーや、出展者の最新技術・製品に関するプレゼンテーションも併催される。BtoBに特化した環境産業見本市だけに、環境ビジネスに携わる方にとって、びわ湖環境ビジネスメッセは見逃せない3日間となりそうである。

開催日 **10/19日(水)～21日(金)**

会場 **長浜バイオ大学ドーム** 〔滋賀県立 長浜ドーム〕

JR田村駅から徒歩5分

※会場周辺には駐車場が一切ありませんので、JR&シャトルバスで
ご来場ください。

※来場者向け臨時駐車場（約600台）が、米原駅東口にございます。

入場料 **見本市・セミナーとも無料**

※セミナーは事前申込が必要

詳しくは、下記のHPまたは実行委員会まで 

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

びわ湖メッセ

検索 

www.biwako-messe.com

主催

びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会

(一社)滋賀経済産業協会、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市、滋賀県

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁東館2階
TEL:077-528-3793 FAX:077-528-4876

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社

はつり きむら
斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者

エコアクション21
認定・登録番号 0000005

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



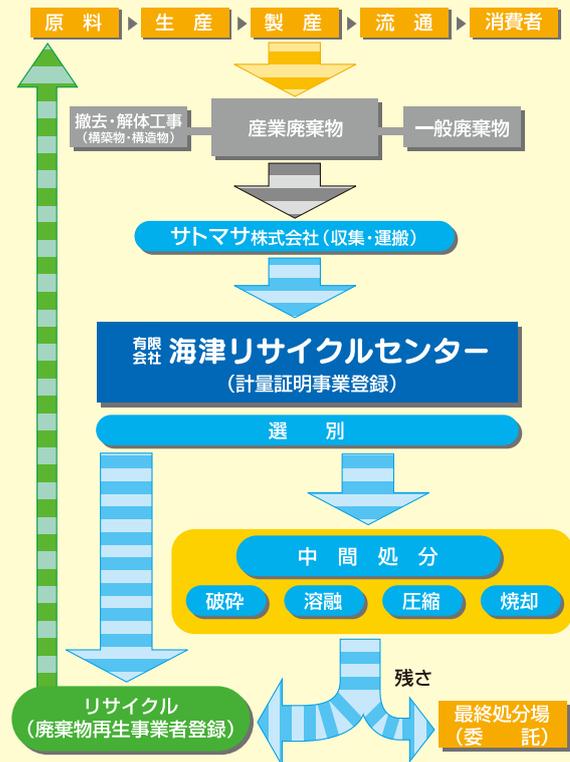
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なこととなります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (一社) 愛知県産業廃棄物協会
- (一社) 岐阜県産業環境保全協会
- (一社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会